太田市告示第１１４号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第2項の規定により、以下の歳入等の収納の事務（以下「特定収納事務」という。）を地方税共同機構に行わせることとしたのでこれを告示する。

令和8年9月24日

太田市長　穂積　昌信

1　特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日

令和8年9月24日

2　特定収納事務に係る歳入等

①使用料　②手数料　③負担金　④財産運用収入　⑤財産売払収入

⑥貸付金元利収入　⑦雑入　⑧寄附金　⑨契約保証金